

令和6年第3回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和6年3月27日（水）午後2時00分

場 所 白河市役所 本庁舎 正庁

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（15名）

欠席農業委員（4名）

出席農地利用最適化推進委員（17名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 4 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について

◎開 会

事務局長 皆様、改めまして、こんにちは。それでは、総会の定足数に達していますので、ただいまより令和6年第3回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が12件、農地法第5条関係が2件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が50件、農用地利用集積等促進計画関係が1件、合わせて65件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名がありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申出がありましたので報告いたします。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、同条第2項の規定により審議するものとする。令和6年3月27日提出。会長矢野正則。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

【その1からその12朗読】

以上、その1からその12までの案件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 3月20日に委員と現地調査いたしました。譲渡人、譲受人両名にも来ていただきまして内容を聞きましたところ、問題ないということで、皆様のご審議、よろしくお願いしたいと思います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る3月23日に小泉委員と譲受人と現地でお会いし、確認、また、譲渡人は用事があるということで電話にて確認いたしました。今回の申請による農地への影響は特にないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る3月23日に委員と譲受人と現地調査を行いました。譲渡人は老人ホームに入所しているため、老人ホームで確認を行いました。双方とも申請内容に間違いなしのことです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る3月24日、梨本委員と譲渡人の代理人、譲受人の立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について確認し、申請内容に間違いなしのこと

す。

皆様の審議、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第3条その5、その6は関連がありますので一括審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 報告させていただきます。今回の申請について、去る3月19日に委員と現地調査を行いました。譲渡人2名、譲受人には電話で確認をしました。申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺への影響は特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その7、その8は関連がありますので一括審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

今回の申請について、去る23日に委員と現地調査を行いました。また、委任状が添付されていたため、譲渡人2名には聞き取り調査を行った結果、間違いのないことです。また、譲受人にも聞き取り調査した結果、間違いのないことでした。代理人には電話で確認し、間違いのないことでした。現状は田として耕作されており、他の農業者への支障はないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7、その8について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その9、その10は関連がありますので一括審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る23日に委員、譲受人2名と現地確認を行いました。また、譲渡人については所用のため立会いができないことでしたので、電話確認をしたところ、

間違いないとのことです。現状は畑として耕作されており、他の農業者への支障はないと思われま

す。

皆様のご審議、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その9、その10について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その11について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 去る24日、委員、それと譲渡人、譲受人立会いの下で現地調査を行いました。申請内容に間違いないとのことでした。この申請による周辺農地への影響はないと思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その11について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その12について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 去る3月8日に塩野委員と現地調査いたしまして、譲渡人と譲受人にも立会いしていただきました。現地調査を行いました。両名に聞いて間違いないということでしたので、ご審議をよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その12について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和6年3月27日提出。会長矢野正則。

会 長 農地法第5条その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、8ページをご覧ください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、農用地でございます。

転用許可の基準としましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る3月21日に委員と設定人と現地調査を行いました。被設定人とは電話で確認しました。双方とも申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題ないと思います。

皆様のご審議ほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、13ページをご覧ください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

なお、当該土地は令和4年12月21日付で農用地区域から除外されております。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、去る3月23日、委員と現地調査を行いました。また、譲渡人には当日、現地にて申請内容の確認をいたしました。譲受人につきましては、電話にて申請内容を確認いたしました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用に伴う周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和6年3月27日提出。会長矢野正則。

会 長 農業委員等に関する法律第31条、議事参与の制限により、該当委員の離席を求めます。

(該当委員 退場)

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております第1号から第50号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、第1号から第50号について原案のとおり承認いたします。

該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画について審議します。

この案件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について。農地中間管理事業の促進

に関する法律第19条第3項規定による農用地利用集積等促進計画の意見を求められたので、審議するものとする。令和6年3月27日提出。会長矢野正則。

会 長 事務局に説明をさせます。

事 務 局 それでは、39ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の意見についてご説明いたします。

本案件につきましては、農地中間管理事業において、農地中間管理機構が出し手から借り受けた農地を借受け希望者へ貸し付ける際の計画案について、市長より農業委員会に意見を求められております。

今回、公益財団法人福島県農業振興公社が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は田7,295平米で、権利の種類は賃借権1件となっております。

農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の条件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでしたので、異議なしとして回答してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 ただいま議題となっております農用地利用集積等促進計画についてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、農用地利用集積等促進計画について意見がない旨を報告いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

会 長 なければ、これをもちまして、令和6年第3回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午後3時00分)
